

経緯

【消費者庁及び消費者委員会設置法 附則(抄)】  
6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

【消費者安全法 附則(抄)】  
2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

検討結果のポイント

- 悪質な事業者の場合、財産を隠匿・散逸させている場合が多い
- 被害が発生すると、その回復が困難。違法な行為を早期に停止させることが重要

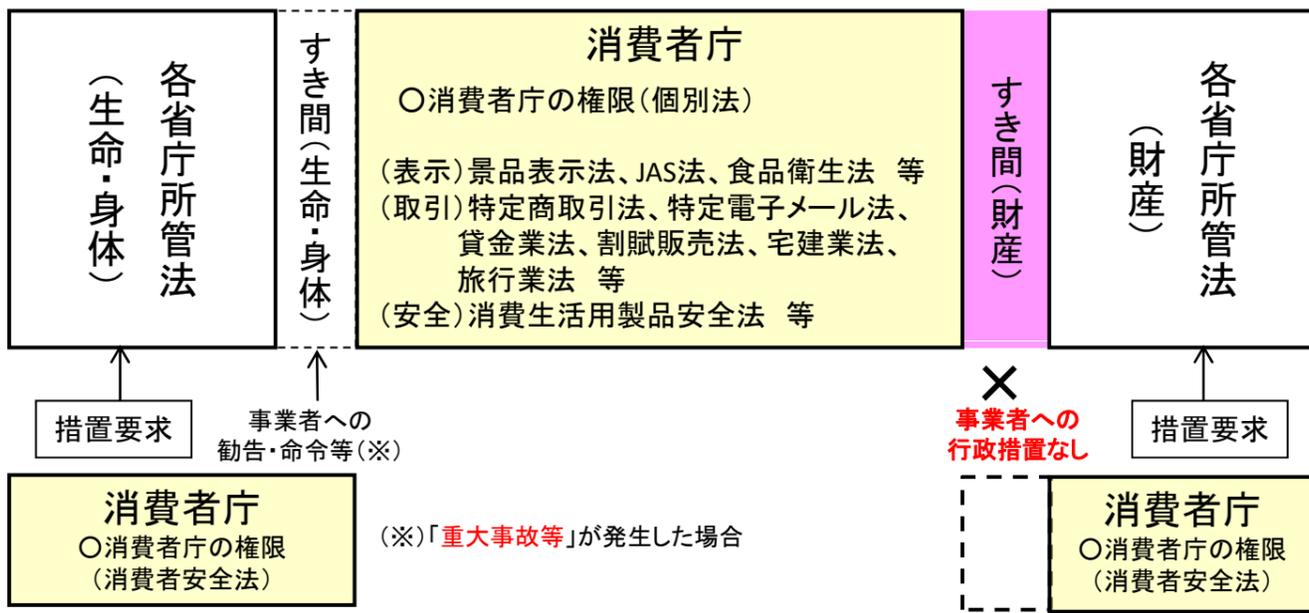
消費者庁「集团的消費者被害救済制度報告書」  
(平成22年9月)

消費者委員会「集团的消費者被害救済制度専門調査会」  
⇒ 新たな訴訟制度について、本年8月に報告書を取りまとめ、来年の通常国会への法案提出を目指す  
財産の隠匿・散逸防止策及び行政による不利益賦課制度に関する検討チーム  
(本検討結果を取りまとめ)

- 消費者被害の発生・拡大防止が重要  
⇒ 悪質な財産事案に対する行政措置  
⇒ 経済的不利益賦課制度(課徴金制度等)
- 被害根絶は不可能。財産の隠匿・散逸防止が必要  
⇒ 消費者庁による破産手続開始申立て

悪質な財産事案に対する行政措置の導入(消費者安全法の改正)

○ 現状



○ 財産事案におけるすき間への対応

- ・ 消費者庁による事業者への行政措置(勧告、命令等)の導入  
【対象】  
消費者被害を拡大させるいわゆる悪質商法であって個別行政法では対応できないもの  
(※)いわゆる投資・利殖詐欺事案(未公開株・社債の募集勧誘等)、換金困難な外国通貨取引(イラクディナール等)、架空の権利取引(「鉱山の採掘権」「温泉付有料老人ホームの利用権」)など
  - ・ 措置発動に必要な調査権限の付与
  - ・ 金融機関への情報提供義務規定の導入  
(いわゆる振り込め詐欺救済法による犯罪利用預金口座凍結等)
- <消費者被害の発生・拡大防止とともに財産の隠匿・散逸防止効果>
- <財産事案における「重大事故等」への対応としての位置づけ>

経済不利益賦課制度・破産手続開始申立て

- 経済的不利益賦課制度(課徴金制度等)  
【検討課題】  
一 制度が実効的に機能する事案  
(偽装表示、被害者が特定できない事案等)  
一 被害者への配分の法制上の可否等  
(賦課金を被害者に配分している例はない)  
⇒ 不当な収益をはく奪するものであり、具体的な個別法(※)を前提に引き続き検討  
(※) 景品表示法への課徴金導入  
⇒ 消費者庁移管後に被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討することとされた
- 破産手続開始申立て  
【検討課題】  
一 債権者でもなく、監督官庁(※)でもない消費者庁が破産手続開始申立てを行う法的根拠  
一 申立てに必要な資料(財務状況を把握するための帳簿類)等の入手に必要な調査権限、体制等  
(※) 金融機関等の監督官庁に破産手続開始申立権を認めた法律「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」  
⇒ 財産の隠匿・散逸防止に有効(事業者の財産処分を制限)であり、引き続き検討

今後の進め方

- 悪質な財産事案に対する行政措置の導入(消費者安全法の改正)  
・ 本年秋以降、有識者等からなる研究会を開催  
・ 対象行為、要件などの詳細を法制的に検討
- 経済的不利益賦課制度・破産手続開始申立て  
・ 有識者等からなる研究会において引き続き検討